

## ■災害特例措置の実施内容

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

次の災害により被害を受けられ、り災証明書等をお持ちの方に対して「災害特例措置」を実施しています。  
 災害特例措置の適用にあたっては、り災証明書等により住居が全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けていること、  
 または被災時の居住地が避難等の指示対象地域となっていること等を確認させていただきます。

(令和2年4月1日現在)

| 災害名  | 実施内容   | 取扱期間                    | 備考   |
|--|--|-------------------------|--|
| 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第19号、第20号及び第21号の暴風雨による災害） | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和3年3月31日まで<br>（ご融資実行分） | 当災害は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県で災害救助法が適用された災害を指します。<br><br>貸付利率の引き下げは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県に被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。                      |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） | 令和3年3月31日まで<br>（ご融資実行分） |  |
|  | 令和元年10月11日から同年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ       |                         |  |
| 令和元年台風第15号による災害  | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和2年9月30日まで<br>（ご融資実行分） | 当災害は、千葉県及び東京都で災害救助法が適用された災害を指します。<br><br>貸付利率の引き下げは、千葉県安房郡鋸南町に被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。   |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） | 令和2年4月16日まで<br>（ご融資実行分） |  |
|  | 令和元年8月13日から同年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ        |                         |  |
| 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害  | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和2年9月30日まで<br>（ご融資実行分） | 当災害は、佐賀県で災害救助法が適用された災害を指します。<br><br>貸付利率の引き下げは、佐賀県武雄市及び杵島郡大町町に被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。   |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） | 令和2年4月16日まで<br>（ご融資実行分） |  |
|  | 令和元年8月13日から同年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ        |                         |  |
| 東日本大震災   | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和3年3月31日まで<br>（ご融資実行分） | 岩手県、宮城県または福島県に被災時に居住していた方がご利用いただけます。   |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） |                         |  |
|  | 平成30年4月1日から令和元年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ      |                         |  |
| 平成28年熊本地震による災害   | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和3年3月31日まで<br>（ご融資実行分） | 当災害は、熊本県で災害救助法が適用された災害を指します。<br>熊本県に被災時に居住していた方がご利用いただけます。<br><br>貸付利率の引き下げは、熊本県に被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。  |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） |                         |  |
|  | 平成30年4月1日から令和元年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ      |                         |  |
| 平成30年北海道胆振東部地震による災害  | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和3年3月31日まで<br>（ご融資実行分） | 当災害は、北海道で災害救助法が適用された災害を指します。<br><br>貸付利率の引き下げは、北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町の区域内に被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。  |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） |                         |  |
|  | 平成30年9月6日から令和元年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ      |                         |  |
| 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害                             | ①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（770）万円以内に引き上げ                  | 令和3年3月31日まで<br>（ご融資実行分） | 当災害は、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県で災害救助法が適用された災害を指します。<br><br>貸付利率の引き下げは、「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧」（注）に掲げる市町村の区域内に被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。 |
|  | ②返済期間の延長：15年以内⇒18年以内   |                         |  |
|  | ③貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（他の利率特例制度と併用することも可能です。詳しくは窓口までお問い合わせください。） |                         |  |
|  | 平成30年5月20日から令和元年12月19日までに貸付契約を行った方は、当該貸付について、適用されている利率から0.4%引き下げ     |                         |  |

(注) 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧

- 岐阜県（21市町村）
- ：岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
- 京都府（9市町）
- ：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
- 兵庫県（15市町）
- ：姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町
- 鳥取県（10市町）
- ：鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
- 島根県（2市町）
- ：江津市、邑智郡川本町
- 岡山県（21市町村）
- ：岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町
- 広島県（15市町）
- ：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
- 山口県（1市）
- ：岩国市
- 愛媛県（7市町）
- ：今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
- 高知県（7市町村）
- ：安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村
- 福岡県（2市）
- ：久留米市、飯塚市
- 【11府県110市町村】